

星薬科大学と地方独立行政法人青森県産業技術センター  
との連携・協力に関する協定書

星薬科大学（以下「甲」という。）と地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「乙」という。）は、次のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙の両機関が行う研究活動全般における連携・協力を推進し、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、科学技術の振興と新たな文化・事業の創造により地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携分野）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方の保有する各分野の知見及び研究者交流において連携・協力するものとする。

2 前項において連携及び協力を推進する事項は、必要に応じて別途定める。

3 連携及び協力を図るために必要がある場合は、特定の分野に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第 3 条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報は、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第 4 条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成 34 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、さらに 5 年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲 東京都品川区荏原 2 丁目 4 番 41 号  
星薬科大学 学長

田中 隆治



乙 青森県黒石市田中 82 番地 9  
地方独立行政法人

青森県産業技術センター 理事長

渋谷 義仁

